

仕 様 書

1 品名

冷暖房機

2 規格・その他

撤去品 7台（大芝児童館2、山田児童館2、高須児童館1、庚午児童館2）

新設品 7台（大芝児童館2、山田児童館2、高須児童館1、庚午児童館2）

(1) 大芝児童館（図書・工作室）

既存品1台を撤去し、新設する。（取替え）

No	名称及び仕様	数量
	【機器：壁掛型パッケージエアコン ワイヤードリモコン】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	FDKV806HK6S（三菱重工）	1台
・	SZRA80BYV（ダイキン）	
	【機器撤去・据付工事】	
2	室内機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1式
3	室外機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1式
4	フロン回収破壊処理（破壊証明書発行 含む）	1式
5	室内機 据付	1式
6	室外機 据付	1式
7	リモコン工事	1式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
8	冷媒配管 溶接延長接続（既存配管流用）	2箇所
9	配管化粧（スリムダクト）	1式
10	ドレン配管工事	1式
	【その他】	
11	室外機用架台	1式
12	電源工事	1式
13	真空引き試運転	1式
14	法定福利	1式

(2) 大芝児童館（集会室）

既存品 1 台を撤去し、1 台新設する（取替え）。

No	名称及び仕様	数量
	※能力アップ 63型⇒80型	
	【機器（天吊型 パッケージエアコン ワイヤードリモコン）】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	FDEV806HK6S（三菱重工）	1 台
・	SZRH80BYV（ダイキン）	
2	ドレンアップキット	1 式
3	上抜き配管セット	1 式
	【機器撤去・据付工事】	
4	室内機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1 式
5	室外機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1 式
6	フロン回収破壊処理（破壊証明書発行 含む）	1 式
7	室内機 据付	1 式
8	室外機 据付	1 式
9	リモコン工事	1 式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
10	冷媒配管 9.52×15.88	1 4 m
11	配管化粧（スリムダクト）	1 式
12	ドレン配管工事	1 式
	【その他】	
14	室外機用架台	1 式
15	電源工事	1 式
16	真空引き試運転	1 式
17	法定福利	1 式

(3) 山田児童館（集会室）

既存品2台を撤去し、2台新設する（取替え）。

No	名称及び仕様	数量
	【機器(天カセ型 パッケージエアコン ワイヤードリモコン)】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	FDTV806HK6S（三菱重工）	2台
・	SZRC80BYV（ダイキン）	
	【機器撤去・据付工事】	
2	室内機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	2式
3	室外機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	2式
4	フロン回収破壊処理（破壊証明書発行 含む）	2式
5	室内機 据付	2式
6	室外機 据付	2式
7	リモコン工事	2式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
8	冷媒配管 溶接延長接続（既存配管流用）	4箇所
9	配管化粧（スリムダクト）	1式
10	ドレン配管工事	1式
	【その他】	
11	室外機用架台（レール付きガッター）	1式
12	電源工事	1式
13	真空引き試運転	1式
14	法定福利	1式

(4) 高須児童館（集会室）

・既存品 1 台を撤去し、新設する。（取替え）

No	名称及び仕様	数量
	【機器（天吊型 パッケージエアコン ワイヤードリモコン）】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	FDEV636HK6S（三菱重工）	1 式
・	SZRH63BYV（ダイキン）	
	【機器撤去・据付工事】	
2	室内機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1 式
3	室外機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1 式
4	フロン回収破壊処理（破壊証明書発行 含む）	1 式
5	室内機 据付	1 式
6	室外機 据付	1 式
7	リモコン工事	1 式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
8	冷媒配管 溶接延長接続（既存配管流用）	2 箇所
9	配管化粧（スリムダクト）	1 式
10	ドレン配管工事	1 式
	【その他】	
11	室外機用架台	1 式
12	電源工事	1 式
13	真空引き試運転	1 式
14	法定福利	1 式

(5) 庚午児童館（静養室）

- ・既存品 1 台を撤去し、新設する。（取替え）

No	名称及び仕様	数量
	【機器：壁掛型 ルームエアコン】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	SRK2825T2-W（三菱重工）	1 台
・	S285ATEV-W（ダイキン）	
	【機器撤去・据付工事】	
2	室内・室外機 撤去（家電リサイクル券発行 含む）	1 式
3	室内機 据付	1 式
4	室外機 据付	1 式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
5	冷媒配管 溶接延長接続（既設配管流用）	2 箇所
6	配管化粧（スリムダクト）	1 式
7	ドレン配管工事	1 式
	【その他】	
8	室外機用架台	1 式
9	電源工事	1 式
10	真空引き試運転	1 式
11	法定福利	1 式

(6) 庚午児童館（集会室ひかり組）

既存品2台のうち1台（三菱PKH-RP63KAL6）を撤去し、新設する。（取替え）

No	名称及び仕様	数量
	【機器：壁掛型パッケージエアコン ワイヤードリモコン】	
	次のいずれかもしくは同等能力以上の後継機とする。	
1	FDKV636HK6S（三菱重工）	1台
・	SZRA63BYV（ダイキン）	
	【機器撤去・据付工事】	
2	室内機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1式
3	室外機 撤去（産廃マニフェスト発行 含む）	1式
4	フロン回収破壊処理（破壊証明書発行 含む）	1式
5	室内機 据付	1式
6	室外機 据付	1式
7	リモコン工事	1式
	【配管設備工事（2次側操作線含む）】	
8	冷媒配管 溶接延長接続（既設配管流用）	2箇所
9	配管化粧（スリムダクト）	1式
10	ドレン配管工事	1式
	【その他】	
11	室外機用架台（レール付きガッター）	2個
12	電源工事	1式
13	真空引き試運転	1式
14	法定福利	1式

(7) 取付方法

- ① 室内機は既設位置に設置し、専用取付金具等で強固に固定すること。
- ② 天吊りの場合は天井内を確認して室内機を強固に固定すること。また、必要に応じて天井点検口を設置し、天井材の補修等がある場合は施行者負担で行うこと。
- ③ 室外機は既設位置に設置し、必要に応じて新規専用架台（SUS製）を使用すること。
- ④ 室外機の設置にあたっては、児童生徒の安全確保のため、必要に応じて、転倒防止金物（SUS製ワイヤー等）を使用し、室外機を強固に固定すること。
- ⑤ 既設の配管等が利用できる場合は利用してもよい。
- ⑥ 新規配管の場合は窓貫通パネル及びダイヤ穴あけにより穴貫通を行うこと。その場合、室内・室外にかかわらず、配管等の露出部分はスリムダクト（樹脂製カバー）を使用し、ドレン管は、スリムダクト内に収納することを基本とすること。ただし、これが不可能な場合、結露防止層付塩ビ管（ACドレン）等で施工すること。
- ⑦ 指定する場所にリモコンを設置し、配線についてはモールで隠蔽すること。
- ⑧ 稼働に必要な追加電源工事（分電盤の新設、配管・配線、延長等）の必要があれば、それらの工事を含むものとする。既設からの能力アップの館があるので注意のこと。

(8) その他

- ① 見積書を提出しようとするものは、事前に現地（設置状況、分電盤、電源等）を確認すること。その際、事前に児童館に連絡し、日程調整を行ってから現地確認すること。
- ② 設置にあたっては、職員の指示に従い業務に支障のないように配慮すること。また、作業日は児童館と協議して決定すること。
- ③ 空調設備には標準装備品を含むこと。
- ④ 納品する製品は新品とし、メーカー発行の保証書を添付すること。
- ⑤ 機器設置後の不要物（梱包材等）については、回収し適切に処分すること。
- ⑥ 設置に係る必要部材の調達や梱包材等の廃棄については施行者負担とすること。
- ⑦ 納品報告には取り外した機器、および施工並びに設置写真を添付すること。
- ⑧ 従前設置してあった既設取替機器については取り外して搬出・処分を行うこと。
- ⑨ 既設機器を取り外した後に設置痕等が残る場合は適切に養生等の処理を行うこと。
- ⑩ 現地において、上記仕様以上に付帯工事が必要な場合は別途協議を行う。

3 納入場所

	児童館名	所在地（西区）	電話
(1)	大芝	大芝一丁目 25-17	509-2050
(2)	〃	〃	〃
(3)	山田	山田新町一丁目 17-4	272-1769
(4)	高須	高須四丁目 16-1	273-4863
(5)	庚午	庚午中一丁目 15-2	507-1533
(6)	〃	〃	〃

4 納入期限

令和7年 11月29日（土）

5 納品検査

設置に際しては職員立会いのうえ実施し、設置後は試運転を行い良好な状態で検査を受けること。併せて、十分な取扱い説明を行うこと。

6 保証

保証期間は、原則として本品受領後1年間とする。ただし、納入者（又は製造者）の責任に属する不良箇所が生じた場合は、期間を問わず無料で修理又は良品と取替えるものとする。

7 既設品の処分

既設物品の撤去、処分の際は、リサイクル法に基づく処理及び産業廃棄物・フロン回収破壊法に基づく処理を確実にを行い、リサイクル券の排出者控又は、産業廃棄物管理票やフロンガスの回収証明書等のマニフェスト（「E票の写し」まで）を発注者に提出すること。

8 その他

本件に関する疑義が生じた場合又はこの仕様に定めのない事項で必要な措置があれば、ただちに本市担当者に連絡し協議のうえ決定するものとする。

9 問い合わせ先

西区地域起こし推進課 担当 西村 （電話 082-532-0927 8:30-16:45）